

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第5条第2項第1号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第14条を次のように改める。

## 第14条 削除

第15条第3項中「又は扶養手当」及び「及びこれらに対する地域手当の月額合計額」を削り、同条第4項中「同項に規定する合計額」を「同項に規定する額」に改め、「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第18条第3項中「及びこれらに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第19条中「第2条第2項第11号」を「第2条第2項第10号」に改める。

第20条中「第10号」を「第9号」に改める。

第22条第1項から第4項までの規定中「第2条第2項第11号」を「第2条第2項第10号」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「、扶養手当、地域手当」を削る。

第22条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第22条の2 給与の支払に際しては、職員(派遣職員を除く。)の給与から長崎縣市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金に相当する金額を控除することができる。

第24条第2項中「、地域手当」を削る。

第24条の2第3項中「地域手当、」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における地域手当については、改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、改正前の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第14条に基づいて支給し、同条第2項中「100分の3」とあるのは、令和7年度は「100分の2」、令和8年度は「100分の1」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第11条及び第15条第4

項中「月額」とあるのは、「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第15条第3項中「給料の月額」とあるのは、「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」と、第15条第4項中「同項に規定する額」とあるのは、「同項に規定する合計額」と、第18条第3項中「月額」とあるのは、「月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」と、第22条第2項から第4項までの規定中「これに給料」とあるのは、「これに給料、地域手当」と、第24条第2項中「給料」とあるのは、「給料、地域手当」と、第24条の2第3項中「時間外勤務手当」とあるのは、「地域手当、時間外勤務手当」と読み替えるものとする。